

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第1号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月30日 00時00分ごろ	
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼東北東方沖 喜屋武埼灯台から真方位065° 4.4海里付近 (北緯26° 06.7' 東経127° 44.7')	
事故等調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 かねひで 金秀丸、1.83トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 ON3-28296、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船尾船底部に擦過傷、プロペラ曲損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣りのため、船首約0.3m、船尾約1.0mの喫水で喜屋武埼東北東方沖を速力約2.5ノットで手動操舵により西南西進中、平成22年12月30日00時00分ごろ、リーフ沿いの白波が見えず、リーフに乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁して糸満港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>本船は、GPSプロッターなどは装備していなかった。</p> <p>船長は、通常、リーフ沿いの白波から約2～3mほど離して低速で航行していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、喜屋武埼東北東方沖を航行中、船長が、リーフ沿いの白波が見えず、リーフに接近したことから、リーフに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼東北東方沖を航行中、船長がリーフに接近したため、リーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	